

今後の納付金・標準保険料率の算定方法について

前回の連携会議（H29.5.11 開催）時に、算定方法の変更・追加を提案した部分について、各市町村からの意見・要望を踏まえて、県の考え方を改めて提示させていただく。

1 県の事務費に関する納付金への算定について

- ・事務費は、納付金に算定しない。

（理由）

国の新ガイドラインにおいて、「算定しない」こととされたため。

2 医療給付費の伸び率について

- ・「納付金等算定標準システム」による保険料収納必要総額の算定について、保険給付費の実績額の伸び率等を踏まえ、総合的に勘案して算定することとしたい。

（理由）

過少見込みによるリスクを回避するため。

3 納付金の執行残について

- ・納付金に残余が生じた場合には、翌々年度の納付金総額から差し引くことにより、対応したい。

（理由）

国保財政の適正な運営のため、納付金全体から差し引く。

4 標準的な収納率

- ・過去3ヵ年における平均収納率としたい。

（理由）

市町村の意向が強くなり、市町村の裁量に委ねるべきであるため。

5 公費拡充分に係る国の特別調整交付金の配分について

- ・市町村分は、そのまま市町村へ配分する。
- ・県分のうちの「子どもの被保険者」を対象とする分は、現行の交付割合に応じて、市町村へ配分したい。
- ・県分のうちの暫定措置（追加激変緩和）は、激変緩和のための財源に充てることとする。

（理由）

市町村の個別の状況に応じた公費は市町村に配分することを原則とし、それ以外の公費は県の再配分の財源として確保するため。

6 国の保険者努力支援制度の配分について

- ・市町村分は、そのまま市町村へ配分する。
- ・県分は、県全体の納付金総額から差し引く。

（理由）

市町村分は、市町村にそのまま配分することが自然であり、県分は、県全体での取組による総合評価のため、その効果を全市町村が享受できるようにするため。

7 県の繰入金配分の配分について

- ・現行の普通調整交付金（1号交付金、6%）分は、県全体の納付金を引き下げるための定率交付分として、「1号繰入金」として現行どおり6%割り当てる。
- ・現行の特別調整交付金（2号交付金、3%）のうち、「事業への取組」に対する割合は、現行と同様に1%割り当て、「2号繰入金」としてインセンティブ等への評価に対して配分する。
- ・激変緩和への対応は2%分を割り当て、国ガイドラインに合わせて「1号繰入金」として取り扱う。

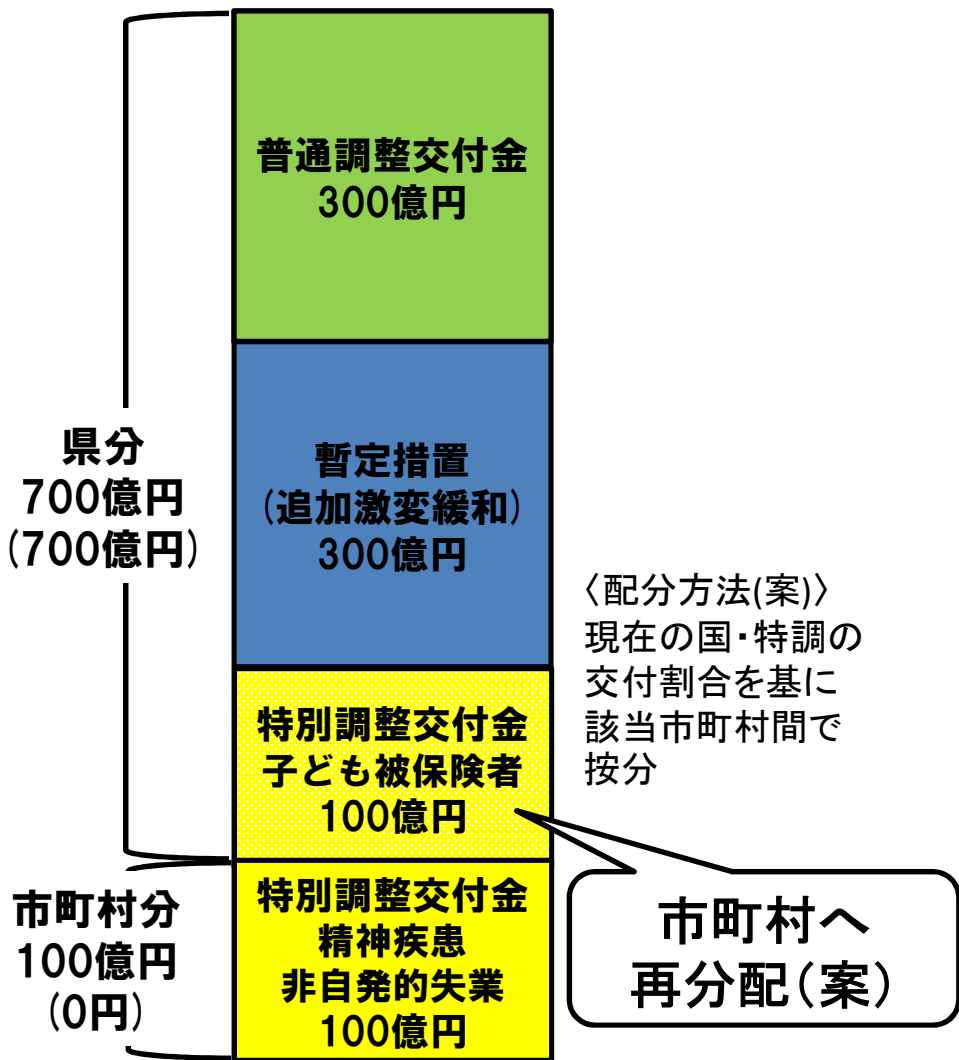
（理由）

現行と同様の対応をしていくことにより、市町村の見込みが立てやすくなるため。

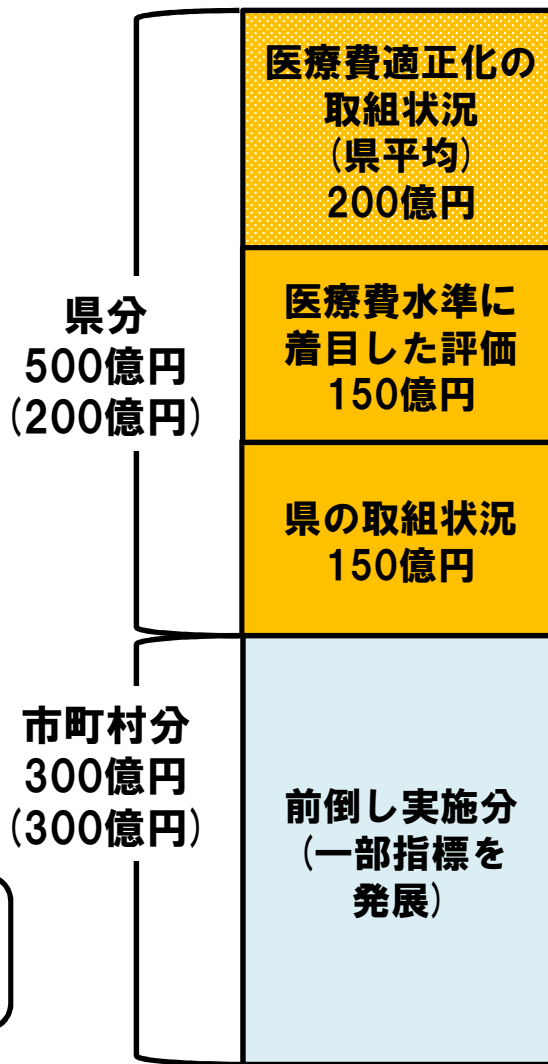
国・調整交付金と保険者努力支援制度（公費拡充分のみ）の分配イメージ

※ カッコ内の数字は、第3回試算における国の公費拡充分

国・調整交付金（公費拡充分のみ） 800億円（約700億円）



保険者努力支援制度（公費拡充分のみ） 800億円（約500億円）



※金額は全国ベース

今後の納付金・標準保険料率の算定方法について

● - 前回からの変更点 ☆ - 新規の項目

論 点	方向性について
1 基礎的な算定方針について	
○都道府県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか。	◎県又は二次医療圏ごとの <u>統一の保険料率は行わない</u> こととしたい。 (理由) ①医療費適正化へのインセンティブを確保するために、市町村ごとの医療費水準が保険料に反映する仕組みを残すことが適当。 ②同じ二次医療圏内でも医療費格差が存在。
○都道府県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	◎納付金の算定において、 <u>特別な調整は行わない</u> こととしたい。 (理由) ①高額医療費負担金等により、一定の負担緩和が図られる。 ②著しく高額な医療費が発生した場合でも、保険給付に必要な費用は、全額県から市町村に交付される。 ③同じ二次医療圏内でも医療費格差が存在。
○納付金として集め、また同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲について、療養諸費以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか。	◎納付金・交付金の対象範囲について、出産育児一時金・葬祭費などの相対的必要給付や保健事業費は <u>対象としない</u> こととしたい。 (理由) ①一人あたりに換算した時の市町村格差が、療養給付費と比べて大きい。 ②葬祭費の支給基準が市町村で異なる。 ③保健事業は市町村によって、保健師の人数の違い等により取組みに差異がある。 ④直診に係る費用等は当該市町村で負担すべきと考えられる。
● 県が国保の運営に要する事務費・委託費について、納付金の総額に算定するか。 (新ガイドライン、P14)	◎県が国保運営に要する事務費について、 <u>標準保険料率及び納付金の算定に要する費用に算定しない</u> こととしたい。 ※ 前は、「算定する」としていた。 (理由) 新ガイドラインにおいて、「事務費は保険料で賄う費用ではないため、納付金に加算しない」とされたため。
2 主に納付金の算定に必要な係数、方針	
● 医療給付費等の伸び率 (新ガイドライン、P14)	◎「納付金等算定標準システム」による保険料収納必要総額の算定について、保険給付費の実績額の伸び率等を踏まえ、総合的に勘案して算定することとしたい。 ※ 前は、システムによる算定と、各市町村の見込み額の総額で検討するとしていた。 (理由) 過少見込みによるリスクの回避。
○ α の設定の仕方	◎「 $\alpha = 1$ 」とし、 <u>市町村ごとの医療費実績を納付金算定に反映させる</u> こととしたい。 (理由) ①医療費適正化へのインセンティブの確保。 ②保険の性質上、医療費水準が高ければ保険料も高くなるのが当然であり、理解を得られやすい。
○納付金配分における β の設定の仕方	◎全国平均と比較した県の所得水準に応じた設定（ガイドラインどおり）としたい。 ※千葉県所得水準から、「 $\beta = 1.1 \sim 1.2$ 程度」と想定される。 (理由) ①千葉県の場合、応益偏重（低所得者の負担増）となるリスクが低い。 ②将来的に保険料水準の統一を図る際に、納付金配分時の β に揃える必要がある。 ③全国的な基準に合わせることで、他県との比較が容易になる。
○賦課限度額（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分。市町村標準保険料率の算定にも当該限度額を用いる。）	◎ <u>法定限度額</u> としたい。 (理由) 負担の公平性の観点から、高所得者に応分の負担を求めることが適当。
☆ 国の特別調整交付金の都道府県分の配分 (新ガイドライン、P30)	◎県分のうちの「子どもの被保険者」を対象とする分は、現行の交付割合に応じて、市町村へ配分したい。 ◎県分のうちの「暫定措置」（追加激変緩和）は、激変緩和の財源に充てることとする。 (理由) 市町村の個別の状況に応じた公費は市町村に配分することを原則とし、それ以外の公費は納付金を引き下げる財源として確保するため。
○保険者努力支援制度の都道府県分の扱い (新ガイドライン、P30)	◎県分については県全体の納付金総額から差し引くことで、各市町村の納付金額を減額することとしたい。（市町村への再配分は行わない） (理由) 都道府県分は県全体の取組が総合評価されるため、その効果を全市町村が享受できるようにする。

論 点	方向性について
<p>○所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか。</p>	<p>◎2方式とし（医療分、後期高齢分、介護分）、<u>資産税総額を勘案しないこと</u>としたい。 （理由） ①県内約1/3の保険者が資産割を導入している一方、賦課総額に占める資産割の割合は1%未満と極めて小さい。 ②資産割を導入していない市町村にとって、データ収集が困難。</p> <hr/> <p>◎上記に加えて、<u>世帯数を勘案しないこと</u>としたい。 （理由） ①所得水準が同じなら保険料負担も同じとする、保険料負担平準化の考え方に準じる。 ②単身世帯の増加等により、1世帯あたりの被保険者数が減少し（H26:1.70人）、世帯割の意義が薄れている。 ③後期高齢者医療制度、介護保険には世帯割がない。 ④都道府県標準保険料率は2方式で算定される。</p>
<p>3 主に標準保険料率の算定に必要な係数、方針</p>	
<p>●標準的な収納率 （新ガイドライン、P43）</p>	<p>◎過去の収納率実績等を勘案して、各市町村ごとに設定することとし、<u>過去3ヵ年における平均収納率</u>（一般分における医療分+後期高齢分+介護分）としたい。 ※ 前は、過去3ヵ年（一般分）の<u>一番高い</u>収納率。 （理由） ①各市町村からの要望が多く寄せられており、平均を採用しても特段の支障はないため。 ②市町村の意向を尊重した方が、市町村の裁量が発揮されるため。</p>
<p>○標準的な算定方式（2方式、3方式、4方式）</p>	<p>◎2方式としたい。 （理由） ①所得水準が同じなら保険料負担も同じとする、保険料負担平準化の考え方に準じる。 ②都道府県標準保険料率が2方式で示されるため、比較が容易。</p>
<p>●都道府県繰入金を活用した激変緩和措置の対象とする範囲 （新ガイドライン、P38）</p>	<p>◎激変緩和の対象とする一定割合については、医療分、後期高齢分、介護分それぞれの保険料で設定することとし、それぞれの保険料について、<u>県平均の伸び率+一年当たりαを超えた部分</u>を対象として検討していきたい。 ※ 前は、特例基金の活用方法も踏まえて検討していた。 （理由） 保険料の急激な負担増にならないよう影響を最小限に抑えつつ、激変緩和を段階的に解消させていくため。</p>
<p>○激変緩和の基準及び対応の仕方</p>	<p>◎平成28年度の「被保険者1人当たりの保険料決算額」と当該年度の「被保険者1人当たりの標準保険料率の算定に必要な保険料総額」の伸び率を調整の対象とする。 ◎激変緩和の丈比べは、被保険者一人当たりの標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）と平成28年度の被保険者一人当たりの保険料決算額を比べて比較する。 （理由） ①納付金の仕組みの導入に伴う保険料の急激な負担増を緩和させるため。 ②保険料を決定・賦課する市町村の実態に近い値で比較することにより、分かりやすくなるため。</p>
<p>●過年度の保険料収納見込額の取扱い （新ガイドライン、P33）</p>	<p>◎一般分のみ、<u>算定すること</u>としたい。 ※ 前は、0円（見込まない）とした。 （理由） ①国のガイドラインに合わせるため。 ②本来見込むべきものであり、標準保険料率に影響を及ぼすため。</p>
<p>●予備費の取扱い （新ガイドライン、P15）</p>	<p>◎必要に応じて、引き続き検討していきたい。 ※ 前は、必要に応じて今後検討していた。 （理由） 特別会計の特殊性及び各市町村において予備費を計上していることを踏まえ、引き続き検討する。</p>
<p>○市町村標準保険料率（賦課総額）算定におけるβの設定の仕方</p>	<p>◎原則的に<u>全国平均と比較した県の所得水準に応じた設定</u>とする（ガイドラインどおり）こととしたい。 ※ 千葉県の所得水準から「$\beta \approx 1.1 \sim 1.2$程度」と想定される （理由） ①千葉県の場合、応益偏重（低所得者の負担増）となるリスクが低い。 ②将来的に保険料水準の統一を図る際、納付金配分時のβと揃える必要がある。</p>
<p>4 「市町村基礎ファイル」の作成に必要な係数等</p>	
<p>○標準保険料率（市町村算定方式）の算定を行うか。</p>	<p>◎各市町村の算定方式に基づく標準保険料率を併せて算定することとしたい。 （理由） 各市町村において、保険料決定の参考に資することが可能なため。</p>
<p>○退職被保険者等の遡及適用数抽出期間終了月</p>	<p>◎毎年「<u>8月まで</u>」としたい。 （理由） 試算の精度を高めるため、一定の期間を設けるのが適当であり、また事務処理等に要する手間を考慮した。</p>